

丹後沿岸海岸保全基本計画

(変更)

平成 30 年 7 月

京 都 府

はじめに

丹後沿岸は、福井県境から兵庫県境までの日本海に面した3市2町（舞鶴市、宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町）にまたがる延長約315kmの海岸である。

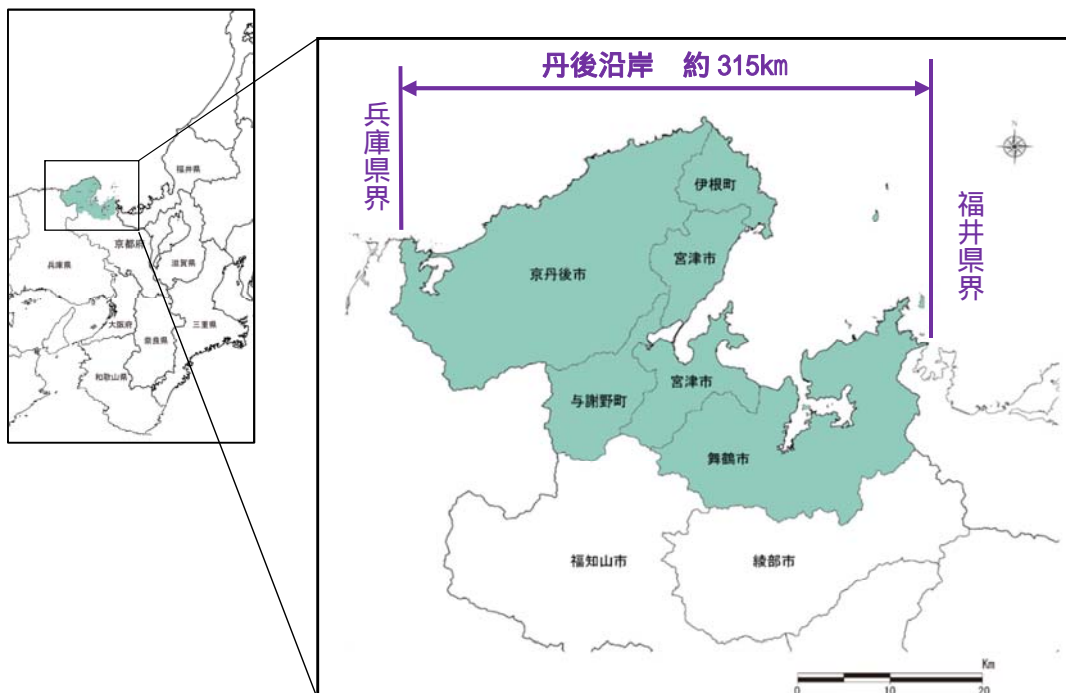
丹後沿岸の大浦半島から久美浜湾に至る海岸線は変化に富み、舞鶴湾、天橋立、伊根湾、経ヶ岬、琴引浜、夕日ヶ浦等、優れた自然景観を有し、東から若狭湾国定公園、丹後天橋立大江山国定公園および山陰海岸国立公園に指定されている。

丹後半島の経ヶ岬より東側には、複雑に入り組んだ海岸線が美しい舞鶴湾や日本有数の景勝地で「日本三景」の一つである天橋立がある。また、伊根湾には国の重要伝統的建造物群保存地区にも選定された「伊根の舟屋」があり、美しい海とあいまった独特な漁村風景が広がっている。丹後半島の経ヶ岬より西側は山陰海岸ジオパークに認定される等、貴重な地形や地層を有する自然豊かな沿岸が広がっている。また、ポケットビーチや浜詰海岸から久美浜海岸にかけて約7kmにも及ぶ広大な砂浜海岸もあり、自然景観が豊かな海岸である。

平成11年に海岸法が抜本的に改正されたことにより、これまでの「海岸災害からの防護」に加え、「海岸環境の整備と保全」および「公衆の海岸の適正な利用」が法目的に追加されたことから、京都府では日本海の厳しい自然が育んだ特色ある風景と、海辺のくらしを守ることを目標として、「防護」「環境」「利用」の調和のとれた総合的な海岸管理を目指すこととし、平成17年に「丹後沿岸海岸保全基本計画」を策定して事業を進めてきたところである。

その後、平成23年に発生した東日本大震災による甚大な津波被害等を受けて、平成26年に海岸法の一部改正が行なわれ、国が海岸保全基本方針を変更し「津波・高潮等に対する海岸の防災・減災対策の強化」や「海岸保全施設の適切な維持管理」等が追加された。

このため、京都府では海岸保全基本方針の変更や、平成17年以降の新たな海岸に関連する施策等を反映させるため、丹後沿岸海岸保全基本計画を変更するものである。



丹後沿岸

丹後沿岸海岸保全基本計画

目 次

第1章 海岸の保全に関する基本的な事項	1
1 海岸の特性	1
1-1 自然的特性	1
1-1-1 沿岸の現況	1
1-2 社会的特性	17
1-2-1 海岸の歴史	17
1-2-2 沿岸利用の現況	19
2 海岸保全の基本理念	31
3 海岸保全の現況と課題	32
3-1 防護面からみた現況と課題	32
3-2 環境・景観面からみた現況と課題	37
3-3 親水・利用面からみた現況と課題	39
4 海岸保全の基本方針	41
5 海岸保全の具体的施策	42
5-1 防護の目標を達成するための施策	42
5-2 海岸環境の整備及び保全のための施策	47
5-3 公衆の適正な利用を促進するための施策	49

第2章 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項	51
1 整備ゾーンと保全の方向性	51
1-1 ゾーニング	51
2 海岸保全施設の新設又は改良	56
2-1 海岸保全施設の新設又は改良しようとする区域	56
2-2 海岸保全施設の種類、規模及び配置等	56
2-3 海岸保全施設による受益地域及びその状況	57
3 海岸保全施設の維持又は修繕	58
3-1 海岸保全施設の存する区域	58
3-2 海岸保全施設の種類、規模及び配置等	58
3-3 海岸保全施設の維持又は修繕の方法	58
第3章 留意すべき重要事項	71
1 関連計画との整合性の確保	71
2 関係機関との調整・連携	71
3 地域住民の参画と情報公開	72
4 調査・研究の推進	72
5 地球温暖化・異常気象への対応	73
6 海岸協力団体の指定に向けた取組	73
7 計画の見直し	73